

〔倭訓栞前編三十五〕ゆす 和名抄に點本に倚子をよめり、本朝式に、紫宸殿設黒柿倚子、

〔酣中清話上イシ〕倚子 蘇

本朝ニハ李唐ノ禮樂制度、衣服器械、典籍文字、西土ヨリ傳ハレルコト多キナリ、今試ニ云ンニ、倚子ハ古ヨリ今ニ至ルマデ用フル坐具ニテ、文字モカハルコトナシ、西土ニテハ今用ヒザル

モノニテ、ソノ文字モイツカ椅子トカクコトニナリシトミエテ、清ノ武億ガ後唐ノ碑倚子ニハアノ跋ニ云ヘルハ、陔餘叢攷ト王銍ガ默記二書ミナ椅子ニ作ニ椅子ハ宋初ヨリ初マルト云

ヘルヲ、後唐ノ時コノモノアルコトヲ知ラザルトアリ、自負ノ辭ニキコユ、サレドモ本朝式唐永徽式ニ倚子アレバ、唐ノ時スデニアル物ナルコト明ナリ、略下

椅子製作

〔延喜式木工三十四〕大椅子一脚高一尺三寸、長一尺五寸、料切釘十二隻各長一寸五分、膠一兩、長功七人、中功八人、短功

九人、

小椅子一脚高一尺三寸、廣一尺三寸、料切釘十二隻各長一寸五分、膠一兩、長功五人、中功六人、短功七人、

〔菟裘小錄〕いすは、ひきくしてうへに坐する事も出来るやうにし、又はつねのごと坐して、しりにしく事も出来るぞよき、から人のまねにこしかくれば、足いとふとくおぼゆる也、かうよりなどもて、ひざの下をつよく括りおけば、其わづらひなし、されどもかくして腰かくるにも及ばじ、

〔西宮記臨時四〕官外記廳座

東壁下西面立大臣倚子有欄、敷、蘆、蔽、有、太、政、大、臣、南、面、雖、不、著、座、立、座、

〔江家次第十七〕東宮御元服

春宮御倚子欄事見代々立太子記、以、此准之、猶可有歟、

重明親王、天慶八年記、無欄云々、永保、裝束司通俊朝臣、依彼記奏事由撤去之云々、件裝束司所候之倚子、不知主上御倚子歟、春宮御倚子歟、後冷泉院御時、依火事、彼寮雜物多以燒亡、案延喜十六年御